証券コード　7790
令和４年３月16日

株 主 各 位

鳥取県倉吉市河北町１番地
株式会社 バルコス
代表取締役社長 山本 敬

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　令和４年３月31日（木曜日）午前１０時

２．場　　所　鳥取県倉吉市中江４８番地１　本社１階会議室

３．会議の目的事項

報告事項　１．訂正後の以下の各事業年度の事業報告の内容報告の件
①第28期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）
②第29期（平成31年１月１日から令和元年12月31日まで）
③第30期（令和２年１月１日から令和２年12月31日まで）
２．第31期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項　**第１号議案**　訂正後の第28期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類承認の件
第２号議案　訂正後の第29期（平成31年１月１日から令和元年12月31日まで）計算書類承認の件
第３号議案　訂正後の第30期（令和２年１月１日から令和２年12月31日まで）計算書類承認の件
第４号議案　第31期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）計算書類承認の件

第５号議案　定款一部変更の件

各議案の概要につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（３頁から５頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社バルコス
代表取締役社長 山本 敬

２．議案及び参考書類

第１号議案　訂正後の第28期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類承認の件

第２号議案　訂正後の第29期（平成31年１月１日から令和元年12月31日まで）計算書類承認の件

第３号議案　訂正後の第30期（令和２年１月１日から令和２年12月31日まで）計算書類承認の件

当社は、令和３年11月に米子税務署より法人税、消費税等について税務調査を受け、平成30年12月期において一部の会計処理について加算漏れがあった等の指摘を受けました。当社は、当局からの指摘を受け入れ修正申告を行い、平成30年12月期以降の決算の見直しを行うことといたしました。

つきましては、改めて第28期から第30期までの計算書類の承認をお願いいたします。議案の内容につきましては、提供書面（19頁から47頁まで）に記載の通りであります。

取締役会といたしましては、訂正後の各事業年度の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第４号議案　第31期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第２項に基づき、当社第31期の計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては、提供書面（１頁から18頁まで）に記載の通りであります。

取締役会といたしましては、第31期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第５号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 現行定款第２条「目的」に「不動産の売買、賃貸、所有および管理」を追加するものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

・株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。(変更案第15条)

・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。(現行定款第15条)

・上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

③　現行定款第21条の取締役会長を廃止するものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。 （１～４、条文省略） （ 新　設 ） ５．上記各号に附帯関連する一切の業務	（目　的） 第２条　当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。 （１～４、条文省略） ５．不動産の売買、賃貸、所有および管理 ６．上記各号に附帯関連する一切の業務
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（ 削 除 ）

現　行　定　款	変　　更　　案
（ 新　設 ）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②　取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②　取締役会はその決議によって、取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（ 新　設 ）	（附　則） １　現行定款第15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ３　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

委 任 状

私は、以下の株主を代理人と定め下記の権限を委任します。

住所
氏名

記

令和４年３月 31 日開催の株式会社バルコスの第 31 期定時株主総会に出席し、下記の議案に付き、私の指示（〇印で表示）に従って議決権を行使すること。

但し、議案に対し、賛否を明示しない場合及び修正案が提出された場合は、白紙委任とする。

第１号議案	賛　成	・	反　対
第２号議案	賛　成	・	反　対
第３号議案	賛　成	・	反　対
第４号議案	賛　成	・	反　対
第５号議案	賛　成	・	反　対

上記のとおり委任する。

令和　　年　　月　　日
持株数　　株
住所

氏名　　印